

ちばやあかさか

昭和61年 2 月10日号

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和61年1月末日現在)

世帯数 1,962戸

人口 7,816人

男 3,757人

女 4,059人

第163号 ◆発行 千早赤阪村役場 ☎(0721)72-0081 編集 企画広報課



20年目を迎える金剛山ロープウェイ

今年は
「千早赤阪村」が
誕生して三十年

昭和三十一年九月三十日に「千早村」と「赤阪村」の二村が合併「千早赤阪村」が誕生して今年で三十年目を迎えます。

また、村営金剛山ロープウェイも、昭和四十一年四月十七日に開設されて以来、二十年目を迎えます。

村では、この記念すべき年にあたって、歴史民俗資料館のオープン、社会体育施設の建設、楠公誕生地周辺の公園化等、記念事業を進めるとともに各種の記念行事を予定しています。

村・府民税の申告は 3月15日までに

村・府民
税の申告期
間は、二月
十七日から
三月十五日
までです。

申告期限
が近づきま
すと窓口が
大変混雑し
落ち着いて
相談できな
かったり、
長時間お待
ちいただく
ようなこと
になりかね
ませんので
申告はでき
るだけ早め
にお済ませ
ください。

なお、万

一、申告書が届かない人でも
次に該当する人は申告してく
ださい。

☆申告しなければならぬ人

昭和六十一年一月一日現在
千早赤阪村に住んでおり、昨
年一年間（昭和六十年一月か
ら十二月までの期間）に所得
のあった人は申告してください。

なお、昭和六十年中、学生
病氣・家事手伝いなど無職・

無収入の人でも申告にご協力
ください。

☆申告しなくてもよい人

給与所得者で、給与所得以
外に所得がなく、勤務先から
本村役場へ給与支払報告書が
提出されている人。

また、税務署へ所得税の確
定申告をされる人。

☆申告に必要な書類

申告書のほか、医療費控除
生命保険料控除・障害者控除
を受けようとする人は、医療
費の領収書・生命保険の支払
証明書・障害者手帳などが必
要です。

所得から控除される

国民年金
国民健康保険 保険料

昭和六十年分の保険料は次
のとおりです。

国民年金保険料

▼ 定額保険料（月額）

一月～三月 六二二〇円
四月～十二月 六七四〇円

▼ 付加保険料（月額）

一月～十二月 四〇〇円

国民健康保険料

一月～十二月までの
納付済の額

☆必ず申告してください

申告書は、公営住宅の申込
み・就園奨励費の補助・各種
融資所得証明・私立高校の授
業料の軽減申請・その他各種

証明の基礎資料となります。

申告されなかった場合、必
要なときに証明書がとれなく
て、融資や補助が受けられな
くなりますので必ず申告して
ください。

☆申告書の受付

住民税の申告書は、次の日
程表のとおり受け付けを行いま
す。

昭和61年度 村・府民税申告受付日程表

月 日	時 間	場 所
2月17日(月) ～3月15日(土) ただし日曜日除く	平日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～正午	千早赤阪村役場
2月17日(月)	午前9時30分 ～午後4時	役場小吹台 連絡所
2月18日(火)	午後1時30分 ～午後4時	千早老人 憩いの家
2月19日(水)	午前9時30分 ～午後4時	千早赤阪農協 千早支所

所得税確定申告の
無相料談

無相料談

相談会場 河南町中央公民館 ☎0721-93-2500	
2月	3月
28日(金)	—
いずれも午前10時から 午後4時まで	

相談会場 富田林市民会館 ☎0721-25-1101	
2月	3月
18日(火)	3日(月)
20日(木)	4日(火)
24日(月)	5日(水)
26日(水)	6日(木)
27日(木)	10日(月)
	11日(火)
	12日(水)

譲渡所得・住宅取得控除の

確定申告は富田林税務署へ

所得税の確定申告（昭和六
十年分）のうち給与所得者の
還付申告（医療費控除）につ
いては役場でも受付けており
ますが、譲渡所得（土地・家
屋を売った人）あるいは住宅
取得控除（新築・中古住宅）

の確定申告の受け付けは、役場
で取扱っておりませんので直
接富田林税務署へ申告してく
ださい。

詳しいことは富田林税務署
へお問合せください。

☎二四一三二八一

善意銀行への預託

亡父保次殿の供養として

一金 一〇〇,〇〇〇円也

大字水分18番地

長尾武雄殿

わら細工で今年のエトに
ちなんだ「トラ」を作り、
その販売収益金の一部を

一金 二〇,〇〇〇円也

大字中津原28番地

上野 弘殿

預託者のご厚志に厚く感
謝致します。お預り致しま
した善意は、目的に最大の
効果があらわれますよう活用
させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会



たばこは村内で
買いましょう

富田林税務署では、近畿税
理士会富田林支部および富田
林納税協会との共催で上記の
とおり所得税確定申告の無料
相談を行います。お気軽にご
利用ください。

加入者・受給者のみなさんへ 農業者年金制度が改正されました

高齢化社会の到来を踏まえ

て国民年金法等の一部改正が行われましたが、それに伴い今回、農業者年金制度の改正が行われました。主な改正点は次の通りです。

(一) 給付水準と支給要件

① 年金給付水準が生年月日に応じて20年かけて徐々に引き下げられます。

② サラリーマン後継者等に経営移譲しますと農業者年金の加入者等農業に専従する人に経営移譲した場合に比べて4分の1だけ低い年金額となります。これは5年間かけて調整されます。

③ 経営移譲年金を受給できない人で60歳直前に農業者年金の加入者となっていなくても農業を続けていれば、65歳以降農業者老齢年金を受給できることとなります。

(二) 加入資格

① 新国民年金法では、厚生年金加入者等に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」として国民年金の保険料を払う必要がないこととされていますが、農業者年金の加入者は全員「第1号被保険者」となりますので注意してください。

い。

② 60歳から65歳まで高齢任意加入することができ、その保険料納付期間(20年)が不足(5年以内)して年金受給に結びつかない人で65歳に達するまでに必要な期間を満たせる人が救済されます。

③ 農協、土地改良区、農業共済組合などの農業関係団体の常勤役員に選出され、農業者年金を脱退した場合であってもその期間は再加入や受給資格期間に通算されます。

(三) 死亡一時金の 支給対象の拡大等

① 経営移譲年金を短期間しか受給できずに死亡した場合遺族に死亡一時金(既に受給した年金額との差額)が支給されます。

② 脱退・死亡一時金の額が4%引き上げられます。

③ 国庫補助及び保険料の改定
① 経営移譲年金に対する国庫補助が従来の3分の1から2分の1に引き上げられます。
② 保険料が62年1月から通常保険料8000円(特定保険料5710円)となり毎年8

山林所有者の 皆様へ

昭和58年度より、南河内森林組合で実施しております森林総合整備事業(造林・下刈除間伐)の昭和61年度分の申し込み受付を行いますので、事業実施予定の方は、役場産業振興課まで申し込んでください。申し込み用紙は産業振興課でお渡しいたします。

なお、予定の枠がありますので調整する場合があります。あらかじめご了承ください。

★受付日時

昭和61年2月20日(木)、21日(金)、22日(土)

午前9時～午後5時まで
(但し土曜日は12時まで)

★受付場所

千早赤阪村自然休養村管理センター内 産業振興課
電話 七二一 一四四七

00円ずつ引き上げられ、66年1月からは11200円となります。なお保険料は年金給付額の物価スライド措置に準じて改定されます。
以上が今回の制度改正で、昭和61年4月1日から(保険料関係は昭和62年1月から)実施されます。詳しくは農業委員会、農協でおたずねください。

村ぐるみみんなでなくそう めいわく駐車

この自動車
めいわくやなあ!!



最近、村内の道路にめいわく駐車が目立っています。

道路に駐車されると、火災等の緊急時に、消防車・救急車等の通行ができなくなり、大惨事につながる心配があります。また子供たちが自動車の影から飛び出したりしますので大変危険です。

村民の皆様、道路はみんなのもの、交通ルールを守り、他人にめいわくのかかる違法駐車をしないようご協力をお願いいたします。

放置自転車・ミニバイク は社会の迷惑

道路は置場ではありません最近、自転車・ミニバイクの利用者が増え、富田林駅周辺の路上に放置されるため、付近の住民や歩行者など、多くの人がたいへん迷惑をかけています。また交通事故誘発や緊急車両の通行妨害など、社会悪となります。

自転車・ミニバイクは、あなた自身で預ける所を確保するなど適切に処理し、絶対に路上へ放置しないでください

忘れていませんか 退職者医療制度の届け出を!!

および被扶養者として診察を受けることになります。

◎対象者

●被保険者

国保加入者で、厚生年金、船員保険、共済組合などの被用者年金受給者のうち、老齢年金または退職年金を受けておられる人が被保険者となります。また40歳以後被用者年金の加入期間が10年以上あって通算老齢年金を受けておられる人も被保険者となります。

●被扶養者

被保険者の配偶者（内縁関係を含む）や三親等内の親族であって、被保険者と同じ世帯に属し、主として被

昭和59年10月より、国民健康保険の中に退職者医療制度ができ、国保の加入者で、会社や役所・団体・学校などに永年勤めていて年金を受けておられる70歳未満の人およびその家族は、退職者医療制度の被保険者

保険者の収入によって生計を維持されている人が被扶養者となります。70歳（寝たきりの人は65歳）に達すると老人保健制度に移ります。また、被保険者が老人保健制度に移った死亡した場合は、国保の一般被保険者となります。

◎加入手続

●被保険者

年金の受給権発生にともない該当者には（年金証書）が送付されますので、年金証書到着から二週間以内に世帯主が届出をしなければなりません。

退職者医療制度の被保険者となるのは、被用者年金の受給権発生の日からです。

●被扶養者

退職者医療制度の被扶養者の該当者がいる場合は、その家族の世帯主が届出ます。それにより役場で資格があるかどうかを確認します。

◎お医者さんへのかかり方

退職者医療制度の加入者には、国民健康保険退職被保険者証を交付します。お医者さんにかかる場合、窓口でこの被保険者証を提示しつぎのような自己負担で診療をうけることができます。

障害者で二十歳になった人に 「障害福祉年金」が 支給されます

国民年金では、二十歳になる前に初診日のある病気やケガで身体が不自由になった人、あるいは、生まれつき心身に障害のある人が二十歳になると障害福祉年金が支給されます。障害の程度は、おおむね日常生活に著しい制限を受ける程度ですが、障害の状態により一級と二級に区別されています。

年金額は

一級 四七七・六〇〇円
（月額三九・八〇〇円）
二級 三一八・〇〇〇円
（月額二六・五〇〇円）

☆四月からの新年金制度では、現行の障害福祉年金を受けられることができる人及び現在受けている人は、障害基礎年金が支給されることになり、所得による支給制

限は、「本人の所得額」のみがその対象となります。障害基礎年金

いずれも昭和五十九年度価格ですので、物価上昇率に見合う引き上げが行われる予定です。

一級 七五〇・〇〇〇円
（月額六二・五〇〇円）
二級 六〇〇・〇〇〇円
（月額五〇・〇〇〇円）

△子の加算額▽

十八歳未満の子または、二十歳未満で障害の程度が一級・二級の子があるとき

第一子・第二子 各一八〇・〇〇〇円
（月額一五・〇〇〇円）
第三子以降 各六〇・〇〇〇円
（月額五・〇〇〇円）

●被保険者

入院・通院 2割

●被扶養者

入院 2割
通院 3割

※退職者医療制度についての
お問い合わせは役場保険課へ

愛の献血にご協力を

●献血で病気の感染はあり
ません

献血で他の病気の感染になるのではと心配される人がありますが、血液比重を計ると

きに採血する針も、献血していただくときの針も、すべてその都度新しいものを使用しています。ですから、他の病気に感染することは、絶対にありません。

●村の地域献血は

昭和61年3月27日(木)

○小吹台第一集会所

(午前10時20分～正午)

○役場

(午後1時30分～3時)

移動献血車が来ますので、ご協力よろしくお願い致します。

千早赤阪村献血推進協議会

千早赤阪村国民健康保険診療所

- 診療科目 内科・小児科
- 受付時間 午前(月～土) 9時～11時30分
午後(月、水、木) 1時～4時30分
- 国保、各種社会保険取扱い
- 土曜日の午後及び日曜、祭日は休診
- 火曜日、金曜日の午後は、奥千早診療所
- 午後は、健診 往診等で不在の時あり
- 千早赤阪村大字水分195-1 TEL 0721(72)0038

61年度 建設工事等の指名競争入札 参加願の受付

建設工事及び業務委託の指名競争入札に参加を希望する者は次のとおり申請してください。

◎受付期間

二月十七日から三月十五日までの午前九時から午後五時十五分まで（土曜日の午後と日曜日は除く）郵送も可。

◎提出・問合せ先

水道工事＝水道課
右記以外＝総務課

（電話二一〇〇八一）

◎提出書類

▽建設工事（業務委託）入札参加資格審査申請書▽許可証明書（登記証明書）▽商業登記簿謄本（個人の場合、身元証明書）▽営業所一覧表（現況報告書）▽工事（業務）経歴書▽技術者経歴書▽納税証明書▽主要取引金融機関名▽経営事項審査申請書（経営規模等総括表）▽印鑑証明書▽使用印鑑届▽委任状（代理人を選任する場合）
※証明書は使用印鑑届以外は写し可。
◎競争入札に参加する資格を受けない業者

給水工事業者の 公認申請について

村給水工事公認業者に関する規程に基づいて、村給水工事業者の公認を受けようとする人は、申請書を提出してください。（申請書は水道課にあります。）

○提出期間

二月十日～二十八日まで

○提出・問合せ先

水道課

『水道』の届け出を 忘れずに！

次のようなときは、すぐ水道課へお届けください。

- ①新しく家を建てられるとき。
- ②引越していかれるとき。
- ③長いあいだ水道をお使いにならないとき。
- ④使用者、または所有者の名義が変わるとき。
- ⑤メーターの口径が変わるとき。
- ⑥水道の用途が変わるとき。
- ⑦そのほか変更があるとき。

「府民と知事の出かける おはよう対話」

南河内地域で「府民と知事のおはよう対話」が次のとおり行なわれます。

★とき
二月十九日（水）
午前九時～十一時

★ところ
南河内府民センター
富田林市寿町二丁目六番

これは、毎週木曜日の早朝知事公舎で行われている「おはよう対話」を、知事が皆さんの身近かなところへ出かけて、府政に関する提言などお話を聞こうというものです。

★問合せ先
南河内府民センター
電話二五一一一三一

ごあんない

第4回 千早赤阪村 PTA大会

地域の子どもたちは、地域のいかに歓迎いたしますのでご来場ください。

☆日時
昭和61年3月3日（月）
午後1時20分～4時

☆場所
多聞小学校体育館

☆内容

- (1) PTA活動の事例発表（千早小、母親部会）
- (2) 記念講演「ともに育つ喜びを」
伊勢青少年研修センター
所長 中山靖雄先生

PTAの会員でない方も大

タオル人形教室受講生

あなたも布と綿を使って手
作りの可愛らしい人形を作っ
てみませんか。

人形を通じて楽しい仲間づ
くり、夢の世界に遊ぶ豊かな
心をはぐくみましょう。

実施要領は左記の通りです
実施月 二月～三月
(計三回)

時間 午後一時三
十分～午後四時

場所 村公民館

講師 尾崎ミツエ
先生

募集人員 二十名

募集人員 二十名

募集

金剛登山参加者

あなたも体力作りをかねて
金剛山の素晴らしい樹水を見
にいきませんか。

村青少年リーダー会では、
左記の要領で金剛登山を実施
しますので、参加御希望の方
は、教育委員会事務局(電話
0081)まで申込んでくだ
さい。

準備物

登山ぐつか長ぐつ、アイ
ゼン、手袋、タオル、昼
食一食分

昭和六十一年二月十五日
(または定員到達日)

日時 二月二十三日(日)

午前九時三十分

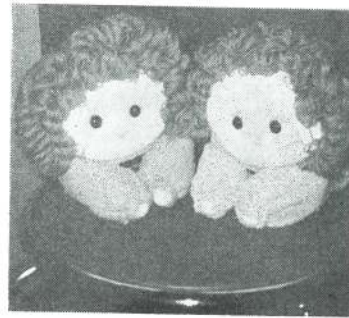
千早登山口バス停集合

コース

登山口～山頂～伏見峠～
ロープウェイ前解散



×材料費 約三〇〇円
×締切り 二月二十一日(金)ま
たは定員到達日
教育委員会へ(電話)0081

富田林伝染
病院組合
職員募集

◇受付期間

三月二十二日(出)まで。

◇受付時間

平日 午前九時から
午後五時まで。

土曜日 午前九時から
正午まで。(日・祝日は受
付しません。郵送による
申し込みも認めません。)

職種および採用予定人員

管理一人 女子

経験不問、単身住込可能
な者。

◇応募資格

昭和十年四月以降に生れ
た者。

◇問合せ先

募集案内、申し込み用紙
その他詳細な問合せは、
富田林市向陽台一―一―
三七
富田林伝染病院組合事務
局
電話二八―四八七〇

寄生虫駆除

村では左記のとおり地区衛
生婦人奉仕会、自治会のご協
力により、集団検便を実施致
します。対象者の方はす
んで受けてください。

●対象者

全住民(ただし、学校・会
社等で定期的に受けておら
れる方を除く。)

●日程

(1)検便容器の配付
二月中旬、各地
区衛生婦人奉仕

実施します

胃集団検診

×実施時期

昭和六十一年四
月中旬

×申込み方法

二月中旬に全世帯に申し込
み書を配付していただきます
ので三月二日までに、各地区
衛生婦人奉仕会役員、自治会
役員の方に申し込み書を提出
してください。

×日程等の通知

後日個人宛に通知致します
が、四月号広報もあわせてご
覧ください。

会役員・自治会役員さんよ
り配付。

(2)便の採取日
三月二日(日)

(3)便の出す日と場所
三月三日(月)、午前九時まで
に各地区衛生婦人奉仕会役
員・自治会役員さんにお渡
しください。

なお、未使用の容器も役
員さんにお渡しください。

(4)検査結算

異常の認められた人のみ三
月末に通知します。

×問合せ先

役場住民課衛生係
電話0081

ネズミ駆除運動

二月はねずみの駆除月間で
す。ねずみは各種の伝染病、
食中毒を媒介し、農作物・家
具等に被害を与える有害な動
物です。

村では、各家庭のねずみを
駆除していただくために、地
区衛生婦人奉仕会・自治会
のご協力により希望の家庭に無
料で殺そ剤を配付しますので
使用上の注意事項をよく読み
責任を持ってご利用ください

村の話題あれこれ

おめでとう！ 新成人



第二部のアトラクションでは、少年少女合唱団によるかわいいコーラスや、先日、大阪府吹奏楽コンクールにて銀賞の榮譽に輝いた中学校ブラスバンド部の演奏があり、みんなではたちの門出を祝いました。

なお、新成人の皆さんに記念写真をお贈り致しますので教育委員会にお立寄りください。

一月十五日(祝)、第三十四回成人式が、千早赤阪村中学校体育館で行われました。

今年の新成人は、昭和四十年度に生まれた若者たちで、本村では九十二名がめでたく大人の仲間入りをしました。

当日は、村議会議員、青少年指導委員、社会教育委員、選挙管理委員、婦人会、学校恩師等多数の来賓のご臨席を頂き、新成人一人一人に記念品がおくられ、晴天にも恵まれて無事式典が終了しました。



多聞小学校で 移動郵便教室

近畿郵政局の移動郵便教室が、一月二十三日、多聞小学校で開かれました。

二年生の社会科の授業で郵便の仕組を勉強するが、実際に郵便局での仕事について見学する機会が少ないので、近畿郵政局が同校を訪れて、教室を開くことにしたものです。

郵便教室では、郵便物の集配の流れをスライドを使ってわかりやすく解説したり、郵便の歴史や郵便業務についても説明され、出席した全児童たちは興味深そうに話を聞いていました。

このあと、児童たちは一人一人カードに便りを書き、風船につけて飛ばしました。

カードには「金剛山は美しい樹氷ができています」「冬の体育の授業はミニスキーをしています」など、児童たちは、ひろった人から返事がくるのを楽しみにしています。

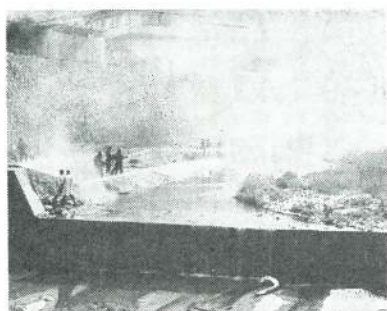


消防出初式 行なわれる

去る一月六日、恒例の消防出初式が赤阪小学校運動場で行われました。

当日は、村内の十三分団、九十八名の団員が参加。

大阪府知事代理・府会議員 富田林警察署長・富田林消防署長らの出席のもとに盛大に行われ、優良消防団員十四名と、先日の府消防操法訓練大会で優勝した団員たちも表彰されました。



また、甲取橋から一斉放水を行ない、日頃の訓練の盛果を披露しました。

これからは、空気が乾燥し風の強い日が続きますので、火の元には十分注意しましょう。

“村の話題
あれこれ”に
皆さんの声を

企画広報課では、村内で変わったこと、めずらしいこと、どんなことでも結構ですので、ご一報くださいますようお願い致します。

企画広報課

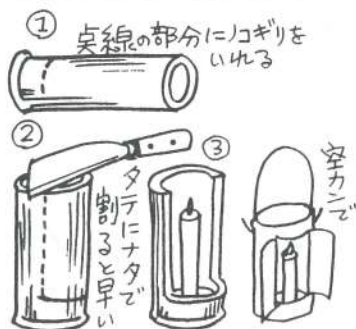
七二〇〇八一
内線三七・三八

親子で挑戦!

野外生活の知恵 サバイバル入門

竹のクラフト

▼竹を使ったらうそく立て



▼ナベの代用



▲火吹き竹

竹の片方のフシに小さな穴をあけてでき上がり。ジュースのカンをつないでも作れる。

物を作る

木の枝や空きカンのクラフト

イラストを参考にいろいろ工夫してみると楽しいよ。



いまはなにごとにもインスタントが喜ばれます。手間ひまかけてはいられない、というので食事などでもファースト・フードが大流行です。そのせいでしょうか。子どもの育て方もだんだんせっかちになってきました。さっさと大きくなってくれないか、早く手が離れるようにならないか、とひそかに願っているお母さんがすくなくあります。

ローマは一日にしてならずといえます。りっぱな子どもがインスタントに育ったりするわけがありません。このごろはあまりきかれなくなりましたが、クントウということがあります。薫陶と書きます。すぐれた人の感化によってほかの人を知らず知らずのうちになりっぱな人間に育てるのが薫陶です。心の深いところへ影響を与える本当の教育のことです。

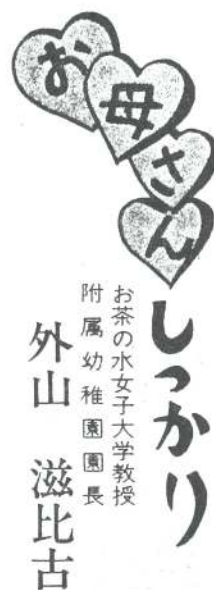
しかし、これはたとえの意味で、もともとは焼きものをつくることばでした。

陶器をつくるのに、ただの土をこねて成型するのではなく香をたいてそのかおりを土にしみこませる。こうした土をこねてこしらえたものを焼き上げるとすばらしい陶器ができる。これが薫陶のものの意味でした。

教育がまさにその通りだといふので、このことばを借りてきて、目に見えない、すぐれた感化のことを薫陶とよぶようになったというわけですね。子どもの育つ家庭にも、親の愛情というお香のかおりが立ちこめていなくてはなりません。これが家風です。この空気が汚染されていたりしては、りっぱな子どもは育ちません。

清浄な家風で子どもの心を育て上げていくのはまさに薫陶です。このごろのせっかちなお母さんにはまだだるっこいのでしよう。即効のあることをしたがりですが、これでは子どもにペンキをぬるようなものです。このペンキは一日で色がつきましますけれども、すぐはげてしまいます。空気の教育をしましょう。

ペンキ教育



お茶の水女子大学教授
附属幼稚園園長

外山 滋比古

しっかり

各自の役割の自覚から

低学年の子どもにもソフトボールをやらせると、バッターの打った球をショートもセカンドもピッチャーもいやキャッチャーまでが追いかけていく光景に出くわすものである。すなわちチームワークということがわかっていないせいである。

心と力をひとつに

その子どもたちが、四年や五年になってくると捕球は、ショートにまかせ、セカンドはそれをカバーし、ファーストはファーストベースにかけこみ、ピッチャーは空いたセカンドベースを守る。といった行動ができるようになる。それぞれが自分の役割に応じて別々の動きをする。そして一つの目的に向かって力を合わせる。これがチームワークと言われるものであり、連帯感と言われるものである。

このことは、教壇の前で口で教えることなど、まったく不可能なことである。実際に体験させながら、その場で示

唆を与えてゆくより手がない。今「和」や「連帯感」の必要性を口にしてはおとなも「私は、年中子どもたちの面倒を見ているんじゃない。たまの日曜日ぐらいあなたも子どもたちの面倒を見てくださいよ」とか「なぜ私ばかりこの仕事をさせられるのでしょうか。たまには、あの人もやらせてくださいよ」

などといったいいないでしょう。これは、あたかも「私は立ったり、すわったりして捕球ばかりしています。たまには、あなたもやってください」といってピッチャーにキャッチャーになることを要求しているようなものである。

これでは、「和」も「連帯感」のかけらもないといえるのではなからうか。別けられないものを別けて扱うこと、これを「差別」という。「AはAの立場を、BはBの立場を、しかしAはBの立場を、BはAの立場に立って考える」この習慣をつけることが、本当の連帯感を育てるものではないだろうか。

「和」や「連帯感」は「教えられるべきこと」でなく、集団活動の中で「体験の中で育っていくもの」ではないか。



と思うものである。従って、子どもたちに多くの体験をさせることにより、自分の役割を自覚させる工夫がのぞまれる。

(千早赤阪村
人権教育推進協議会)

青少年
教育相談

日時

昭和61年2月22日(土)

午後1時～3時

場所

千早赤阪村公民館

電話

七二一〇〇八一

内線六三

担当者

分領 国治先生

(中学校生徒指導主事)

※学校生活における、さまざまな相談もお受けします。

なお、この日以外は、教育委員会指導課(担当・上田先生)がお受けしますのをご利用ください。

青指だより

三年たてば 三つになる

格言やことわざには、人々の長い歴史の生き方から生まれた教育観や指導態度を示すものがかなりある。

ところで「三年たてば、三つになる」ということわざも子どもを育てるための深い意味をもつ一つである。

さて「三年たてば三つになる」とは、あまりにも当然すぎて、人々には気付かれずに終わっているのではないかとさえ思われるが、現実には子どもは成長過程を無視されたように、二年で三歳の子を育てようとか、七年で十歳の子を育てようとしているのが今の大人ではないかと思うのである。

だから「五歳にもなったら」と尻をたたき親が出たり、「四年生にもなったら」と小言が出たり、「中学生のくせに」という不満が口から出てくるのだ。

これは、子どもの成長過程を考えないことや待つことをしないことからきているのだと思うが、困るのは、大人が

成長過程を考えていないということに気づいていないことだ。

いずれにせよ、子どものよりよい成長の為に、大人の子どもへの余裕のある接触が必要であると思う。つまり、五歳でも遅すぎない。十歳でも遅すぎないという考え方が必要だと思うのである。そして、むしろ大事なことは、子どもがつまずいた時、子ども自身、それをどう克服していくか——そういう力こそ、その子どもなりに早目につけてやることだ。

そして、どんな子どもも、「三年たてば、三つになる」のことわざのように、あせらずゆったりとした考え方で、子どもを見つめてやることだ。また、自分は子どもに無茶や無駄なことをさせてはいないかという気持ちを常に忘れないようにすることだ。人間を育てる教育とは、そういうものだと思うのである。

(千早赤阪村青少年
指導員連絡協議会)

行事予定表

2 月

10 月	10か月児健診(富田林保健所)受付12:30~13:00
11 火	建 国 記 念 の 日 普通ゴミ収集日
12 水	健康教室(千早赤阪村公民館) 13:30~15:30 自動車文庫(小吹台) 12:50~14:10 一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
13 木	健康教室(小吹台第一集会所) 13:30~15:30 精神衛生相談(富田林保健所)予約制13:00~16:00 粗大ゴミ収集日
14 金	健康教室(千早赤阪村公民館) 13:30~15:30 幼児歯科健診(富田林保健所) (S59年2月生まれの幼児) (母子手帳・ハガキ・ハブラシ・280円持参のこと) 普通ゴミ収集日
15 土	
16 日	
17 月	3か月児健診(富田林保健所)受付12:30~13:00
18 火	自動車文庫(千 早) 11:20~12:00 (中学校) 12:20~13:00 (役 場) 13:50~14:30 普通ゴミ収集日
19 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
20 木	健康教室(千早老人憩いの家) 13:30~15:30 心配ごと相談(診療所2階) 13:00~15:00 行政相談日(診療所2階) 13:00~15:00 精神衛生相談(富田林保健所)予約制13:00~16:00
21 金	3才児健診(富田林保健所) 受付12:30~13:00 (ハブラシ・早朝尿持参のこと) 普通ゴミ収集日
22 土	
23 日	
24 月	10か月児健診(富田林保健所)受付12:30~13:00
25 火	老人精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00 普通ゴミ収集日

26 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
27 木	精神衛生相談(富田林保健所)予約制13:00~16:00 資源ゴミ収集日
28 金	幼児歯科健診(富田林保健所) (S59年2月生まれの幼児) (母子手帳・ハガキ・ハブラシ・280円持参のこと) 普通ゴミ収集日

3 月

1 土	
2 日	
3 月	3か月児健診(富田林保健所)受付12:30~13:00
4 火	普通ゴミ収集日
5 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
6 木	心配ごと相談(診療所2階) 13:00~15:00 精神衛生相談(富田林保健所)予約制13:00~16:00
7 金	3才児健診(富田林保健所) 受付12:30~13:00 (ハブラシ・早朝尿持参のこと) 普通ゴミ収集日
8 土	
9 日	
10 月	10か月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
11 火	普通ゴミ収集日
12 水	自動車文庫(小吹台) 12:50~14:10 一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
13 木	精神衛生相談(富田林保健所)予約制13:00~16:00 粗大ゴミ収集日
14 金	自動車文庫(千 早) 11:20~12:00 (中 学) 12:20~13:00 (役 場) 13:50~14:30 幼児歯科健診(富田林保健所) (S59年3月生まれの幼児) (母子手帳・ハガキ・ハブラシ・280円持参のこと) 普通ゴミ収集日

休日診療所

診 療 日 日曜日・祝日
年 末 年 始(12月30日~1月4日)
富田林病院正門左側 診療科目 内科・小児科
向陽台一丁目3-38 受 付 け 午前10時~11時半
TEL0721-28-1333 午後1時~4時半